

第7回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年9月1日（金）午後2時00分～午後4時30分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】** 金子 憲
【職務代理】 田村 義明
【委員】 市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、小島 昌夫、
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】 櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査、七海主査
【説明員】 早野生涯学習推進課長、菅係長、杉山土木課長
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 使用料の適正化について
 - ・生涯学習センターゆとろぎ使用料【資料1-1～1-5】
 - ・学校施設使用料【資料2-1～2-3】
 - ・駅前駐車場施設使用料【資料3-1～3-3】
 - ・公園運動場使用料【資料4-1～4-3】
 - ・富士見公園クラブハウス使用料【資料5-1～5-3】
 - ・公園夜間照明使用料【資料6-1～6-4】
 - ・堰下レクリエーション広場使用料【資料7-1～7-3】(2) 手数料の適正化について
 - ・道路関係証明手数料【資料8-1～8-3】
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第7回羽村市使用料等審議会を開催する。
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

【会長】

ただいまから第7回羽村市使用料等審議会を開催する。本日も、皆様よろしく願います。
また、本日は傍聴人がいないということでこのまま審議に入る。

【事務局】

- …（配布資料の確認）
- …（資料1-4について資料を示すことができない旨説明）

【会長】

それでは、審議事項の（1）使用料の適正化について、審議を行う。1つ目の生涯学習センターゆとりぎ使用料の説明をお願いします。

【説明員】

- …（資料 1-1～1-5 について説明）
- …（改定案を別途作成し、後日示す旨説明）

【会長】

ただいまの説明のとおり、改定案は後日示されるため、本日は実績の部分について確認を行う。資料について意見等はあるか。

【委員】

資料 1-1 に記載の利用件数と利用人数は、使用料を支払った件数か。

【説明員】

減免も含めた件数と人数となる。

【委員】

各部屋の稼働日数はどのくらいか。

【説明員】

休館日を除き使用することができる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

人件費が平成 30 年度と令和 4 年度で比較すると約 600 万円増えているが、その要因は。

【説明員】

平成 30 年度は臨時職員として雇用していたが、令和 2 年度から会計年度任用職員として任用していることに伴い、物件費の賃金から人件費の報酬に仕訳が変更されたことによる。

【委員】

平成 30 年度から令和 4 年度における利用者数の減少幅が、これまでの審議に出た他の施設と比較して大きいと感じるがその要因は。

【説明員】

コロナ禍からの回復期と捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

府中市のバルトホールは、市民を基準に、市外は2倍、市外営業目的は3倍の使用料を設定しているが、ゆとろぎは市民と市外で使用料は異なるのか。

【説明員】

市民と市外の料金は設定していない。その代わりに、市民は市外よりも早く予約ができるようになっている。

【委員】

ゆとろぎの設置目的が、市民が生涯にわたって学習する機会を広く提供すると掲げられており、市民の税金を投入して建設している以上、使用料に差をつけるべきと考える。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

各部屋の稼働率がわかる資料を提出してほしい。

【事務局】

次回の審議時にお示しできるよう調整する。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

資料1-3の区分別コストにおいて、午後と夜間のコストは同じなのに、現行使用料に差があるのはなぜか。

【説明員】

この資料は、午前、午後、夜間の使用可能時間で算出しているためコストは同じとなるが、実際には夜間の仕事量が増えるため、差をつけている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

前回の審議会の資料を確認したところ、平成26年度から平成30年度までは約27万人の利用人数であった。令和4年度は約18万人とあるが、その減少要因は何かあるか。

【説明員】

コロナ禍によるものと捉えている。

【会長】

「生涯学習センターゆとろぎ」の利用人数は、2012年は、約29万人であったが、2022年は、約18万人にまで減少している。10年間で約11万人も利用人数が減少している。これほどまでに利用人数が大幅減少した要因分析を、次回の審議会に提示して頂きたい。

また、羽村市民と市外在住者の差別化を図った料金設定について検討する必要がある。したがって、改定案では、羽村市民と市外在住者を区分した料金設定にし、さらに、営利・営業目的の利用者については割増料金を設定したシミュレーションも、次回の審議会に提示して頂きたい。

本日の「生涯学習センターゆとろぎ」の審議は、ここまでとし、次回9月13日の審議会で改定案を検討することとする。

【会長】

次に、次第（1）使用料の適正化についての2つ目、学校施設使用料について審議を行う。

【説明員】

…（資料2-1～2-3について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

減価償却費が計上されていない理由はあるか。

【事務局】

学校の維持において減価償却コストを全て計上しているため、学校の一つの部屋を間借りする特性から、本使用料のコストには計上していない。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

利用料が計上されていないが、減免の団体のみ利用ということか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

他の自治体の使用料はどのようになっているか。

【説明員】

西多摩地域は 100 円から 200 円を設定している。

【委員】

利用する団体に制限はあるか。

【事務局】

羽村市立学校施設使用条例により、市内に在住又は勤務する者で構成する 10 人以上の団体や幼児、児童、生徒及びその保護者等のほか、教育委員会が必要と認めるものが使用することができる。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。学校施設使用料については、一般の市民の利用実績がゼロであり、使用料が免除され施設を無料で使用することができる社会教育関係団体しか利用実績がないという現状を踏まえると、現行の手数料を据え置くことが妥当である。今後は、一般の市民の利用実績がない原因を分析し、利用者を増やす方策を検討する必要があることを付帯意見とするという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

学校施設使用料の使用料については、現行の使用料を据え置くことが適当であるという結論とする。また、一般の市民の利用者を増やす方策を検討する必要があることを付帯意見とする。

【事務局】

… (説明員の入れ替え)

【会長】

次に、審議事項 (1) 使用料の適正化についての 3 つ目、駅前駐車施設使用料について審議を行う。

【説明員】

… (資料 3-1~3-3 について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

羽村市行政財産使用料条例とは異なる使用料の算出方法のため、その条例の算出方法に合わ

せる形で使用料を引き下げるといふ提案だが、その必要があるのか。

【説明員】

現在の使用料は、羽村市行政財産使用料条例の制定よりも以前に設定されているため、見直しを検討する機会にあると捉えている。また、実際に使用しているタクシー業界からは、使用料を徴収されない市もあることから、料金改定を求める意見をいただいている。こうした背景から、他の行政財産使用料と算出方法を合わせ、使用料を引き下げたいと考えている。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。駅前駐車施設使用料については、行政財産使用料条例に基づく算出方法に変更し、使用料を見直すことが必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

それでは、駅前駐車施設使用料については、行政財産使用料条例に基づく算出方法に変更し、使用料を見直すことが適当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(1)使用料の適正化についての4つ目、公園運動場使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料4-1~4-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

平成30年度と比較して、水道光熱費が大きく減少している要因はあるか。

【説明員】

平成30年度のコスト計算書には、公園運動場の経費と各公園の共有部分を含む経費が計上されていたため、令和4年度は、実際に受益者負担が必要となる公園運動場の経費を面積按分により計上した。

【会長】

前回の審議会では、他市の同種施設との比較ができる資料が提示されていたが、この公園運

動場の状況はいかがか。たとえば、テニスコートの利用料金は、他市と比較してどのような状況となっているか。また、市内在住者と市外在住者で利用料金に差を設ける料金設定になっているのか。

【説明員】

テニスコートについて、青梅市は 800 円、福生市は 1,600 円、羽村市は 600 円のため近隣市の中では一番安く、26 市では、三鷹市が 500 円、清瀬市が 600 円のため、羽村市は 2 番目に安い。

市内と市外の差別化としては、予約可能となる日に差があり、市内は 2 か月前から予約可能となり、市外は 10 日前に予約可能となるというところで差別化を図っている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

テニスコートの稼働率ほどの程度か。また、市内と市外の利用割合はどの程度か。

【説明員】

令和 5 年 4 月の利用状況では、土日の稼働率はほぼ 100%となっている。また、利用割合は、市内が 67%、市外が 33%となっている。

【委員】

子供が無料で使用していると思うが、子供から料金は取らないのか。

【説明員】

使用料は、年齢による区分ではなく、1 面 600 円と設定している。条例施行規則に使用料免除の規定があり、市内の小中学校や社会教育関係団体などであれば無料で使用することができる。

【委員】

365 日稼働しているということだが、正月も借りることができるのか。

【説明員】

お見込みのとおり。1 年間予約ができ、予約すれば使用することができる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

今年度から指定管理者に管理を委託しているが、委託料はいくらか。また、指定管理者に委託するメリットはなにがあるのか。

【説明員】

指定管理者委託料は、令和5年度が8,800万円となっている。指定管理を委託しているのは、市内の84の公園管理であり、今回の審議会で対象となる使用料を徴収する施設の他にも管理を委託している。委託開始から5か月しか経過していないため、実績として判断することはできないが、指定管理者と連携して、これまで以上に効果的に公園管理を実施していくことができる点でメリットがあると捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

今回の提案では、使用料を据え置きということだが、コスト面から考えると値上げを検討しても良いのではないか。

【説明員】

今年度始まった指定管理者委託で、現在の使用料をもとにプロポーザルにより契約に至っているため、すぐに使用料を引き上げることは考えていない。しかし、毎年度の収支を捉えて、適切なタイミングで見直すことは必要と捉えている。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。たとえば、テニスコートについては、多摩地区26市で2番目に使用料が安いなど、羽村市の公園運動場使用料については、他市と比較して非常に安い。また、公園運動場は、令和5年度から4年契約で指定管理者に業務委託されたが、指定管理者に支出する委託料は、初年度の8,800万円から、今後3年間、毎年約2%上がっていく契約になっている点など、今後の財政シミュレーションを考慮すると、使用料の見直しが必要である。さらに、羽村市在住の方と市外在住の方の使用料の差別化を図った料金設定にすべきであるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

公園運動場の使用料については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、見直すことが適当である。また、市内在住者と市外在住者の差別化を図った料金設定にすべきであるという結論とする。

【会長】

次に、公園運動場使用料と関連する、審議事項(1)使用料の適正化についての6つ目、公園夜間照明使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料6-1~6-4について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

コスト計算に照明設備の減価償却費が計上されていないと思われるが、計算に含めないということか。

【説明員】

設備については、先ほどの公園運動場使用料のコストに計上しており、本使用料は、あくまで夜間の照明にかかる電気料分をコストとして計算している。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

将来的な電気設備の更新コストを見込んで計算するべきと考える。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

照明について、これまで電気が切れるまで交換していないと思うが、光量が落ちたら交換するなど早めの対処をお願いしたい。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。今後、コストの計上方法を検討すること。また、指定管理者への委託の状況を踏まえ、使用料については、適切なタイミングで見直す必要があるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

公園夜間照明使用料については、指定管理者への委託の状況を踏まえ、適切なタイミングで使用料の見直しを行う必要があるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(1)使用料の適正化についての5つ目、富士見公園クラブハウス使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料5-1～5-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

以前使用した際にエアコンが壊れていて、その後も何回か利用したが、なかなか修理されなかったため、別の場所を使うようになった。使用率を上げるためには、故障に早く対応することが必要と考える。

【説明員】

エアコンについてはご不便をかせてしまったが、昨年度入替えを行った。委員ご指摘の点については、指定管理者とも情報共有して対応を検討していく。

【委員】

コスト計算書で平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると大きくコストが変わっているがその要因は何か。

【事務局】

平成 30 年度は使用料が必要ない共有部分を含めたコストにより計算していたが、令和 4 年度は、使用料を徴収する部分を抽出してコストを算出していることによる。参考ではあるが、資料 5-2 の総額が令和 30 年度のコストと比較することができる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

減価償却費が約 35 万円とあるが、クラブハウスはいつ建てたのか。

【説明員】

昭和 63 年から平成元年にかけて建設工事を実施した。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。富士見公園クラブハウス使用料については、積極的に施設の PR を行い、稼働率を上げる努力をしつつ、現行の使用料を見直す必要があるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

次に、審議事項(1) 使用料の適正化についての7つ目、堰下レクリエーション広場使用料について審議を行う。

【説明員】

…(資料7-1~7-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

キャンプができるという説明であったが、バーベキュー等での利用はできても、キャンプはできないものと思っていた。もっとPRすれば利用が増えるのではないか。

【説明員】

PRについて検討したい。

【委員】

駐車場はあるか。

【説明員】

6台分の駐車スペースが近くにある。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。堰下レクリエーション広場使用料については、現行の手数料を据え置くことが妥当である。なお、堰下レクリエーション広場は、広い芝生の緑に囲まれた公園で、キャンプファイヤーやバーベキューができる良い施設であるため、積極的にPRを行い、利用者数を増やす努力を行う必要があることを付帯意見とするという結論でよいか。
(…異議なし)

【会長】

堰下レクリエーション広場使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当であるという結論とする。

【会長】

次に、審議事項(2) 手数料の適正化についての1つ目、道路関係証明手数料について審議を行う。

【説明員】

…（資料 8-1～8-3 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。
（…なし）

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。1988 年から手数料が変わっていない現状と、多摩地区 26 市のうち多くの自治体が 300 円の料金設定となっていることから、使用料の見直しが必要であるという結論でよいか。

（…異議なし）

【会長】

道路関係証明手数料については、他市の使用料との均衡を図る観点から、見直すことが適当であるという結論とする。

【会長】

これで本日の審議事項がすべて終了した。

【会長】

次第のその他について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

（次回の審議日程について説明）

【会長】

本日も、大変活発で有意義な議論をして頂き感謝する。次回 9 月 13 日の審議会は、生涯学習センターゆとろぎの使用料の改定案が提示されるが、よろしく願います。

これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----